

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議 第 50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第3 議 第 51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第4 議 第 52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議 第 53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第6 議 第 54号 垂井町土地開発公社定款の変更について

日程第7 議 第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第1号)

日程第8 議 第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第9 議 第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の
廃炉を求める請願

日程第11 幼保一元化に関する調査特別委員会調査結果報告の件

日程第12 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、12番 小林敏美君、13番 衣斐弘修君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に、監査委員からの検査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について

議長（栗田利朗君） 日程第 2、議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 衣斐弘修君。

〔総務産業建設委員長 衣斐弘修君登壇〕

総務産業建設委員長（衣斐弘修君） ただいま議題となりました議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第 1 日の会議において本委員会に付託された後、6月6日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（栗田利朗君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 議第51号の新型インフルエンザ等対策本部の条例の制定についてということで、初日に説明はいただきましたけれども、少し確認の意味でお尋ねをいたしたいというふうに思います。

新しい病原菌というものに対しての私たちの脅威というものは非常に大きなもので、こういった対策等に対しては非常に重要なことだとは思いますが、本町における想定される組織体制といいますか、どのように新しくなるか、まずお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それからもう一つ、この対策本部を立ち上げる段階における判断といいますか、あるいは手順といいますか、そういったものについて、誰が、どこで、どのような形で立ち上げをするのかというところを確認してまいりたいと思います。

もう一つ、そういったインフルエンザというものに対しましては、局地的なものもあろうかと思えますけど、結構広範囲にあたる場合もあろうかと思えます。そういった場合において、垂井町のみならず、県や、あるいは国等の連携プレーが当然必要となってくると思えますし、そういった意味において、上位法においてそういった部分は網羅されておると思えますけれども、そういった関係についても少しお知らせしていただければというふうに思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本町における想定される体制と、また立ち上げるときの判断の時期、それと広範囲にわたって場合に、国・県との連携はしていくのかという御質問と思っております。

御案内のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法が国で施行されたところでございます。その条例の中に、今回、町村で条例を制定しなさいという規定があります。それと、そのほかに、市町村本部の設置及び所掌事務ということで、ちょっと前後しますが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときに市町村がこの対策本部を設置するという規定がなされておるところでございます。

それと、市町村の対策本部の組織につきましては、この措置法の中で対策本部の長は、市町村の長をもって充てると。それと、本部員も置くという規定がありますので、その中で副町長、場合によっては教育長といった本部委員も指定できるといった組織づくりになっていきます。

それと、緊急宣言につきましては、厚生労働省の大臣がそういった新型インフルエンザ、人から人へ伝播するという強毒性とっておりますが、そういったインフルエンザが発生した場合に、大臣のほうから内閣のほうへ通知が行きまして、内閣総理大臣が公示するという形で、緊急宣言が出される前にまず国で対策本部、それから各道府県でも対策本部と。その後に、そういった緊急が出されたときに、県のほうから市町村が設置するという形になっていきますので、よろしく願いをいたします。

ですので、連携につきましては条文の中にもありますが、本部長が必要と認めたときには、国の職員及び町職員以外の者の出席を求めて意見を求めることができるというような規定も設けておりますので、その中で十分連携を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第4、議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第5、議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番（藤埴 理君） 御確認をさせていただきます。

第8条の中に(5)、それから、定期利用に当たっては第三者に云々という文言がございますけれども、これは確認をする手段等、名札等というか、番号等とかというものを使用するのか、またそれをどこかの位置に張りつけるのかというような措置を講じて確認をとるというふう

理解すればよいのでしょうかということをお確認させていただきます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 藤埴議員の御質問にお答えいたします。

駐車場利用者の確認方法については、利用許可証を交付し、それをフロントガラスのダッシュボードのところに常時置いていただくというような取り扱いをしてみたいと思います。それによって確認をしてみたいということでございます。よろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

許可証の中にそれもわかるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更について

議長（栗田利朗君） 日程第6、議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第7 議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議長（栗田利朗君） 日程第7、議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 当該委員会ではないので、お尋ねをさせていただきます。

農林水産業費の農業費、農業構造改善費の中で、高性能の農業機器の導入の補助金についてですけれども、増額補正となっております。提案説明では、県事業採択によるというふうにお聞きをいたしております。これは、県事業に採択されたということはわかるんですけれども、予算当時よりも購入数が増加したのか、また補助率の変更等があったの増額なのかということのお尋ねでございます。よろしくお願いたします。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤墳議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、25年度当初につきましては、6団体を町費として導入計画の補助金として上げておりましたけれども、4月に計画書を提出いたしまして、その中で3団体、府中営農組合、ファーム岩手、表佐アグリと、この3つが採択されたと。県の補助金につきましてはポイント制というのが毎年課されておまして、規模の拡大とか面積の拡大、ポイント制につきましては、内容的なことは県のほうでされていますので、町のほうではなかなか内容は教えていただけませんもんで、一応そういうことで3つの団体が県の補助金が確定されたというところで、もともと町の補助金では10分の3が出している補助金の対象となっている部分でございますけれども、県の補助金になりましたら、対象の4分の1、25%が県の補助金でありまして、町の補助金といたしましては10分の2で出しているというところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今回の補正につきまして、二、三お尋ねしたいと、このように思っております。

今、同僚議員が農林水産業費の補助につきましてはお尋ねになりましたのでわかりましたが、建設課で行われております道路改良、垂井こども園ができるということで、その取り付け道路については、道路認定で8メートル50の歩道付きの道路ということで聞いておるんですが、これだけの道路をつくる場合、やはり国の補助、県の補助等々についても要望されておるのかどうか。当然私は、これだけの道路ですのでそれらの助成はあると、このように思っております。そんなような形の中で、これら道路、また施設等々につきましても補助関係をよく探っていただきたいと、このように思っております。

また、住宅費の1,400万円、永長住宅の駐車場の整備工事をやられるわけですが、工事内容等々わかれば、1,400万円の内訳をお願いしたいと、このように思っております。

それと、同じ委員会になるんですが、総体でございますのでお尋ねしたいと思いますが、提案のときに衛生費の保健衛生費ですね。普通交付税措置の関係で1,240万円、予算の組み替えをされておるわけですね。今度、歳入を見ますと、交付税措置されておるにかかわらず、交付税ではなぶらんとって、一番簡単な繰越金で1,436万円補正されているんですが、私は当然ここで9番の交付税で上げていただくべきだと、このように思っております。

それと、24年度は出納閉鎖になったわけですが、繰越金は総体でどのくらいになったのか、会計課長にお尋ねしたいと、このように思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員からお尋ねの、まず垂井166号線、今回補正予算で財源を全て一般財源というふうに計上いたしております。これについて補助等の検討はしたのかというお尋ねでございました。現在のところ、まだ補助金の決定を受けておりませんので、今回一般財源で全額上げておりますが、予定としては、都市再生整備計画事業交付金を変更申請をして、その採択を受けていきたいと。決定がなされましたら、また財源の補正をさせていただく予定をいたしております。

それからもう1点、永長町営住宅の補正予算の工事の内訳をということでございました。一番金額が大きなものとしては舗装工事、それから……。

〔発言する者あり〕

内訳はございますが、一つ一つ申し上げると細かくなりますので、大きなものだけ。

あと、既設の駐車場のアスファルトの撤去や処分工事が2番目に大きなものでございます。

それから、駐車場整備に当たっての土工といったところ、あとフェンス工事といったところが主要な部分でございます。

全員協議会で丹羽議員から擁壁工事のブロック積みをするのか、それともコンクリート擁壁かというようなお話も以前伺っております。その点については、工事費としては大きな違いはございませんので、実施設計の段階で十分強度等を考慮して設計していきたいと思っております。以上でございます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、丹羽議員の款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費ですね。そちらのほうの予防接種委託料といたしまして2,443万円計上させていただきました。そして、扶助費で2,740万3,000円を減額したところでございます。こちらのほうの財源の地方交付税についてのお尋ねでございますが、地方交付税につきましては、歳入の性質上、一般財源という性格を持っておりますので、そちらにつきましては、現在、国・県支出金のほうから一般財源のほうに振り分けさせていただきましたということでございますが、この1,240万9,000円を一般財源のほうに振り分けたところでございますが、じゃあ、この1,240万9,000円を交付税措置全てなのかというところあたりですが、今回、そちらのほうにつきましては歳入では予算は計上させていただいておりません。

といいますのは、平成24年度の地方交付税の算定が7月4日を予定しております。丹羽議員も以前町職員であったわけございまして、この地方交付税の算定につきましては御存じのことと存じますが、簡単に申し上げますと、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引きました残りの金額、これが不足額といたしまして交付税の基準となるわけでございますが、この交付税の算定に用います基準財政需要額の算定に当たりましては、単位費用と、それから測定単位、それぞれ補正係数を掛け合わせて求めるものでございますが、単位費用につきましては、まだ明確に回答がなされておりませんし、それと、この地方交付税措置をするという件に関しましては、これは平成25年1月29日に厚生労働省のほうから通知が参った形の中で、今回、財源の組み替えを行うわけでございますが、しかしながら、この単位費用がわかったと仮にいたしましても、じゃあこの予防接種に委託料に関する地方交付税の分としては幾らなのかということにつきましては、これは非常に難しいところでございます。

といいますのは、地方交付税措置されるに当たりまして、保健衛生関係で単位費用が測定されまして、それに人口割合を掛けるものでございます。したがって、そういったことから、個々の事業を捉えて地方交付税がどれだけのものかということについては、それぞれの事業でもそうでございますけれども、名言することは不可能でございます。トータル、結果といたしまして、それぞれの分野を積み上げてきた形の中で、平成24年度の交付税が示されるものでございます。そういったことで、今回、一般財源化をいたしましたけれども、今後12月、それが

ら3月等につきましては、この変動があった部分の地方交付税の分につきましては、改めて財源補正といいますか、地方交付税の補正をさせていただきますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

御無礼しました。24年度と申し上げましたけど、25年度の予算の関係でございます。

議長（栗田利朗君） 会計管理者 橋本芳朗君。

〔会計管理者兼会計課長 橋本芳朗君登壇〕

会計管理者兼会計課長（橋本芳朗君） 丹羽議員の御質問にお答えいたします。

現在、決算調整中ではありますが、5月末現在の見込みでは5億3,000万円と見込んでおります。また、確定額につきましては決算にて御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議長（栗田利朗君） 日程第8、議第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。

公務員の給与改定に関する取り扱いについて、平成25年1月24日に閣議決定が行われ、地方公務員給与削減支給措置が要請されることに伴い、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、特別職及び一般職の給料を減額支給するため、特別条例を制定するものであ

ります。

細部につきましては、総務課長から補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

御存じのように、国家公務員の給与減額支給措置によりまして、既に平均で7.8%の減額がなされておるところでございます。そういった背景を踏まえながら、総務大臣、国のほうの要請によりまして、地方公務員の給与につきましても、それぞれ減額措置をお願いするというような要請があったわけでございます。

具体的な要請につきましては、給与の国家公務員との比較を示すラスパイレス指数というのがございまして、そのラスパイレス指数が100を超えておるところにつきましては、原則減額をしてほしいという要請がございました。

それによらない市町村につきましても、極力協力をお願いしたいというような要請でございましたが、しかしながら、地方六団体等、国のほうにおきます一方的な方針の中にはいささか抵抗を感じておる自治体も数多くあるわけでございます。

しかしながら、そういった中で垂井町の実態はどうかと申しますと、国家公務員の給与削減前の垂井町のラスパイレス指数でございますけれども98.3でございました。なお、国家公務員7.8%を削減した後の垂井町のラスパイレス指数といえますと106.4でございます。

したがいまして、厳密、この6.4%を下げるということでございますけれども、しかしながら、この106.4%といえますのは、平成24年度の給与ベースに基づいて算定したものでございます。しかしながら、平成25年度の給与ベースで算定してまいりますと、大体4.数%になるわけでございます。

そういったことから、平成24年度を使うか、平成25年度を使うかにつきましては、これはそれぞれの自治体の任意に任せられておるところでございます。そういった背景から、垂井町につきましては4.数%という形の中で、4%を基礎として減額をしていこうかというようなことで、今回垂井町の職員の給与の臨時特例に関する条例を提案申し上げるわけでございます。

条例の中身につきまして、それぞれ説明をさせていただきたいと存じますが、条例案の1ページをお開きいただきたいと存じます。

主な趣旨につきましては以上でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

それでは、早速条例の説明に入らせていただきます。

第1条でございますが、こちらにつきましては、趣旨でございます。今、町長からの提案、それから私からの補足説明の冒頭に申し上げました内容によりまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限りまして、職員の給料を減ずる措置を講ずるため、本条例を制

定するものでございます。

続きまして、第2条でございますが、垂井町の常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例でございます。こちらにつきましては、垂井町常勤の特別職員の給与に関する条例第1条でございます。各号でございますが、1号が町長、それから2号が副町長でございます。そちらの給与につきましても、給料月額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずる旨の条文でございます。

次に、第3条でございますが、垂井町教育長、その他の条件に関する条例の特例でございます。こちらにつきましても、垂井町教育長の給与その他勤務条件に関する条例第1条に規定する教育長でございますが、こちらの給与につきましても、同じく給料月額から給料月額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減額するものでございます。

次に、第4条でございますが、こちらからは、垂井町の職員の給与に関する条例の特例ということでございます。

第1項につきましては、特別職、それから教育長と同じように給料月額でございますが、それぞれ垂井町の一般職につきましては給料表がございます。そちらの適用を受ける職員に対する給料月額の支給につきまして、給料月額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずるというものでございます。

次に、第2項第1号につきましては、公務上、または勤務におきまして、負傷、もしくは疾病にかかった場合の休職期間中の給与の支給について限定しておるものでございます。垂井町の職員の給与に関する条例、一般職給与条例と以下申し上げますけれども、一般職給与条例第22条第1項につきましては、今申し上げました公務、または通勤におきまして負傷、または疾病にかかった場合の休職期間中の給与の全額を支給する旨の規定でございます。

次に、同じく第22条第2項につきましては、結核性の疾患にかかった場合に休職したとき、そういった場合につきましては、給料等につきましては100分の80を支給することのできる規定でございます。

それから、第3項につきましては、心身の故障により休職したときも同じく率といたしましては100分の80を支給する旨の規定でございます。

それから、第3号でございますが、一般職給与条例第22条第4項につきましては、刑事事件に関して起訴され休職された場合につきましては、給料等につきまして100分の60以内で支給することを定める旨の規定でございますが、それぞれの各号につきまして、基本となる給与ベースにつきましては、給料月額からそれぞれ100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずる旨の規定をここで定めるものでございます。

次に、第3項でございます。2ページ目でございますが、こちらにつきましては、欠勤、あるいは組合休暇、それから介護休暇等につきましては、これは有給の対象になっておりません。したがって、こういった事案が起こった場合には、時間をもって給料を減額する措置としておるところでございますが、その減額するに当たりまして、減額する前の給料、それから

減額する額につきましても、基本となります給与ベースにつきましても100分の4に相当する額を減ずるといふ旨の規定でございます。

次に、第4項でございます。こちらにつきましては、特定職員、いわゆる55歳以上の職員が主でございますけれども、6級以上の職員につきましては、既に100分の1.5を乗じて給与が減額されておるわけでございますが、それに100分の5を減じた後の給料月額から100分の4に相当する額を減じて支給する旨の規定をこの第4項で定めるものでございます。

次に、第5条でございます。こちらにつきましては、垂井町職員の育児休業等に関する条例第20条の規定でございますが、こちらにつきましては、部分休業をしている職員の給料の取り扱いでございます。このケースは、まだ今のところ私のほうでは例がございませんけれども、条例上、こういった規定がなされておりますので、こちらのほうも100分の4を減じた給料月額を支給する旨の規定でございます。

それから次に、第6条でございますが、特例期間におきます垂井町公益法人等への職員の派遣に関する条例第4条の規定でございますが、こちらにつきましては、公益的な法人へ派遣されている職員も同等に取り扱う旨の規定でございます。ちなみに、この規定に基づきまして今現在派遣されております公益法人につきましては、垂井町社会福祉協議会でございます。

なお、第7条でございますが、計算上、端数が生じた場合につきましては、1円未満の端数は切り捨てるといった内容のものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例につきましては、平成25年7月1日から施行させていただきますものでございますので、よろしく御理解の上、御賛同いただきたいと存じます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 垂井町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第2号)

議長(栗田利朗君) 日程第9、議第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) それでは、議第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算総額を80億2,149万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、衛生費で風疹ワクチンの接種に係ります扶助費を増額措置いたしました。財源につきましては、県支出金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきまして、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(栗田利朗君) 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長(永澤幸男君) 議第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、議案にも掲げてございますように、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加させていただきますと、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,149万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしておりますので、こちらにつきましてはお目通しいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、事項別明細から説明をさせていただきますと存じます。

それでは、最初に歳出でございます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

最後のページでございますが、款4の衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費、節20扶助費でございます。こちらにつきましては、風疹ワクチン接種費用助成金300万円を新たに補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、もう既に御存じのように、全国的な風疹の流行状況を踏まえながら、新聞でも発表がなされておりました岐阜県の風疹ワクチン接種促進緊急対策事業を活用しながら、今後、女性の方で妊娠を予定されている方、あるいは希望しておられる方が安心して出産ができるよう配慮するというようなことで、垂井町におきましても、この事業を活用しながら助成を行っていきいたいということで予算化をさせてい

ただくものでございますが、内容につきましては、今回、23歳から39歳までの女性の方々に、妊娠を予定、または希望しておられる方とその夫の方で、それら風疹に対して十分な抗体を有していない方を対象とするわけでございますが、こちらにつきましては、国立感染症研究所の調査割合に基づきまして、それぞれの人口から割り出しまして、対象者を約300人という形で見込ませていただきました。

なお、接種単価等につきましては、今のところ1万円を想定しているところでございます。そういったことから、扶助費につきましては300万円の予算を計上するものでございます。

次に、これに伴います歳入、財源でございますが、5ページでございます。

款14県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金でございますが、こちらは、先ほど申しました県の事業の補助金でございます。1人当たり2,500円の補助額で設定されておりまして、300人分でございます。75万円を見込むものでございます。節1衛生費県補助金でございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、節1繰越金といたしまして、この風疹ワクチンの接種に伴います助成金の不足額を一般財源として繰越金で賄うものでございますが、225万円を予算化するものでございます。

以上、私のほうから補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は10時といたします。

午前9時52分 休憩

午前10時00分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

日程第10 請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願

議長（栗田利朗君） 日程第10、請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 衣斐弘修君。

〔総務産業建設委員長 衣斐弘修君登壇〕

総務産業建設委員長（衣斐弘修君） ただいま議題となりました請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月6日に委員会を開催し、請願の内容について慎重に審査をいたしました。

まず、請願事項1についてであります。核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の31第1号においては、発電用原子炉を運転することができる期間を40年と制定しておりますが、その期間を経過した場合、廃止する、あるいは廃炉とする旨の規定はありません。

よって、請願事項にある国に対し、法律に基づき建設から40年で廃止する規定の厳格適用を求めることは、法的根拠を欠き、実現不可能なものであると言わざるを得ません。

次に、請願事項2についてであります。原子力規制委員会は、平成25年5月22日、日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機の原子炉建屋直下の断層は活断層と断定した有識者会合の報告書を了承しました。7月に施行される新規制基準は、活断層の真上に原子炉建屋など重要施設の設置を認めないと定めていることから、日本原子力発電株式会社が再稼働の申請を提出しても、現状では審査は通らず、再稼働できない見込みであります。その場合、当該原子炉を廃炉とするか否かの判断は、現行制度では、日本原子力発電株式会社に委ねられております。

よって、請願事項にある国に対し、廃炉を求めることは、制度上、難しいものであります。

以上のことから、本委員会としましては、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（栗田利朗君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本請願に対する委員長報告は、これを不採択にすべきものとなっております。

したがって、原案について採決します。

請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第11 幼保一元化に関する調査特別委員会調査結果報告の件

議長（栗田利朗君） 日程第11、幼保一元化に関する調査特別委員会調査結果報告の件を議題といたします。

本案については、幼保一元化に関する調査特別委員会の調査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

幼保一元化に関する調査特別委員長 木村千秋君。

〔幼保一元化に関する調査特別委員長 木村千秋君登壇〕

幼保一元化に関する調査特別委員長（木村千秋君） ただいま議題となりました幼保一元化に関する調査特別委員会における調査結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、平成23年9月22日に開催されました平成23年第4回定例会において設置され、幼保一元化に関する調査が付託されております。これまで15回の特別委員会を開催し、また先進地の視察調査なども行ってまいりました。この間、平成23年12月7日付で執行部が示されました「垂井町幼保一元化等推進計画案（第2次）」、以後「計画案」について、集中的に調査をした結果については、平成24年3月22日に開催されました平成24年第1回定例会において中間報告をしたところであります。

それ以降、平成25年度の幼保一元化の実施に向けて、執行部が進める準備作業について調査を行いました。

具体的には、住民に対する説明のあり方、幼保一元化に伴う条例の整備内容、本町で初となる東こども園の建築工事内容についてなどであります。特に、全町において一斉にこども園に転換することができないことから懸念される施設間の均衡性の確保の問題と組織運営体制の確立について特に留意して調査をいたしました。

その結果、次の諸点について御報告申し上げます。

1. 施設配置について。さきの中間報告において地区の統合によるこども園の公立4園化については、地域住民の声を踏まえ、改めて慎重に検討されたい旨、意見を述べたところでありますが、その後、検討がなされず、計画案はいまだ案のままです。東こども園が開設され、変則的ではあるが全町で幼保一元化が実施されている中、未着手の地区については、地域

住民の声を踏まえ、改めて慎重に検討されたい。

2. 施設整備計画について。平成25年度において府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修事業が予定され、また表佐保育園（園舎）耐震補強計画策定業務委託料が予算計上されている。さきの中間報告において、これら施設の安全性の確保を求めたところであるが、こども園の公立4園化構想を含む計画案における整備スケジュールとの整合性が図られていない。幼保一元化を推進するに当たっての施設整備計画については、老朽化した町有施設の総合的な施設整備計画を早期に策定し、その中に整合性を持って位置づけられたい。

3. 移行期における幼保一元化の検証について。平成25年度は、こども園は東地区にのみ設置され、他の地区においては5歳児の教育・保育は、幼稚園施設において行うところとなった。休業日や給食などの運営方法において、東地区と他の地区とは違いが生じざるを得ない。については、現行の運営方法について常に検証し、地区間に不均衡が生じないように機動的に見直しを図られたい。また、先行して開設された東こども園については、施設面及び保育・教育内容において開設当初の説明と異なる状況が見受けられる。本町初の幼保一元化施設であり、モデル施設として常に検証し、改善を図られたい。

4. 5歳児の教育・保育の検証について。5歳児については、幼稚園部と保育園部の在園の相違により、同一施設内にいながら基本保育時間が異なることとなった。言うまでもなく、本町においては未知の取り組みであることから、子供に与える影響を注意深く見守り、就学前教育の観点から、適切な対応を求めるものである。

最後に、保育と幼児教育の新制度が2年後に始まるのに向けて、政府の子ども・子育て会議において議論が開始されたところであります。新制度により、本町が進める幼保一元化に少なからず影響が生ずるものと考えられ、幼保一元化を含む子育て支援施策については、本議会として、国動向も踏まえながら今後とも積極的に調査・研究していくものであります。

以上をもって、当委員会における調査結果の報告といたします。

議長（栗田利朗君） 以上で幼保一元化に関する調査特別委員長の調査結果報告を終わります。

これをもって幼保一元化に関する調査特別委員会の調査は終了いたしました。

日程第12 議員派遣の件

議長（栗田利朗君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成25年第3回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 小 林 敏 美

会議録署名議員 衣 斐 弘 修